

山口市稼ぐ力向上支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市中心商店街に出店している中小企業者を対象に、事業者間や大学、地域との連携による新たなサービス創出や、デジタル活用によるスマート商店街の促進、広域からの来街者の増加に資する取組に必要な費用の一部を支援することにより、新しい層の顧客の開拓や回遊性の向上を図り、中心商店街全体の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）

ウ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が300人以下（ただし、小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人以下）のもの

(補助対象者)

第3条 山口市稼ぐ力向上支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 別に掲げる対象区域図で示した中心商店街区域（以下「中心商店街区域」という。）のうち、県道山口秋穂線又は市道道祖町旭通り一丁目線に出入口面が接する店舗に出店する中小企業者であること。

(2) 山口市商店街連合会に加盟する商店街組織に加入する者。

(3) 市税の滞納がないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、県又は市等の補助金等を受けた経費については対象外とする。

(1) 事業者間や大学、地域との連携による新たなサービス創出

(2) スマート商店街に資するデジタル化機器の導入

(3) 発信力強化に向けたWEBサイトの構築

(4) 外部専門家によるコンサルティングの導入

(5) 前号により作成した計画に基づく店舗改善（開店後3年を経過した店舗に限る）

(6) 前各号に掲げるもののほか、商店街の稼ぐ力の向上に向けた取組

2 補助対象事業を実施する期間は、第7条第2項に定める交付決定を受けた日から、当該交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げる経費のうち、市長が補助対象事業の実施に必要なかつ適当と認めた経費とする。

(補助金の額)

第6条 市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

- 2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回を限度とする。
- 3 補助対象者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。ただし、補助限度額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市稼ぐ力向上支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 収支予算書（別紙2）
 - (3) 事業実施に係る見積書等の写し
 - (4) 工事を伴う場合は工事前の現況写真
 - (5) 定款及び登記事項証明書又はこれに代わるもの（個人事業者の場合は、開業届出書の写し及び住民票）
 - (6) 市税の滞納のないことの証明書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、山口市稼ぐ力向上支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めるときは、山口市稼ぐ力向上支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第8条 前条第2項の規定による交付の決定を受けた補助対象者（以下「交付決定事業者」という。）は、事業内容を変更しようとするときは、補助金の額に変更を生じない場合にあつては山口市稼ぐ力向上支援補助金事業変更承認申請書（様式第4号）、補助金の額に変更を生ずる場合にあつては山口市稼ぐ力向上支援補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは山口市稼ぐ力向上支援補助金事業変更承認通知書（様式第6号）又は山口市稼ぐ力向上支援補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 交付決定事業者は、やむを得ない理由により事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに山口市稼ぐ力向上支援補助金中止（廃止）申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 交付決定事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、山口市稼ぐ力向上支援補助金実績報告書（様式第 9 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（別紙 3）
- (2) 収支決算書（別紙 4）
- (3) 補助対象事業の経過及び成果を証する書類
- (4) 支払いを証する書類
- (5) 工事を伴う場合は工事後の現況写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 11 条 市長は、交付決定事業者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定事業者に対し山口市稼ぐ力向上支援補助金確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 交付決定事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、山口市稼ぐ力向上支援補助金請求書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受け取ったときは、30 日以内に当該交付決定事業者に補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、山口市稼ぐ力向上支援補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 交付決定事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれか該当する場合は、この限りでない。

- (1) 交付決定事業者が、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合
- (2) 補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が適当と認める期間を経過した場合

2 交付決定事業者が前項第1号又は第2号に該当する場合の手続については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和38年法律第179号）の例によるものとする。

（報告及び調査）

第15条 市長は、必要と認める事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

区 分	内 容
報償費	外部専門家への相談料、コンサル料 等
旅費	研修会等の講師旅費 等
消耗品費	事業実施に必要な消耗品 等
広報宣伝費	広報、PR、プロモーション経費 等
役務費	郵便料 等
委託料	事業実施に係る委託料 等
使用料及び賃借料	事業実施に係る会場使用料 等
工事費	改修工事費、設備導入費 等
備品購入費	事業に必要と認められる備品 等
その他	その他、適当と認められる経費
※対象外経費	団体等の恒常的な人件費・運営費等、飲食・接待費、販促品提供費、金券・クーポン等発行費

別表2（第6条関係）

1 補助率	補助対象経費の2分の1
2 補助限度額	50万円（1,000円未満の端数がある場合は切り捨て）